

流山市立図書館 資料廃棄基準

1 廃棄資料の種類

(1) 汚破損資料

ア 汚損・破損がひどく、補修が不可能なもの、又は補する価値がないもの。

イ 資料の一部が切り取られたりして、全体として利用に耐えられないもの。

(2) 重複資料

同一図書の実用本で、現在ほとんど利用されないもの。

(3) 亡失資料

ア 天災・盗難等の不可抗力の事情により、回収不可能のもの。

イ 貸出資料のうち、督促調査の結果、転居先不明等により回収が不可能であり、今後も回収の見込みが全くないと認められたもの。

ウ 現品弁償が不能のもの。

(4) 不明資料

特別整理で行う蔵書点検で、同一図書が3年以上所在不明のもの。

(5) 不用資料

ア 年数の経過により、内容上・利用上からみて資料価値が失われたもの。

イ 文化の進展など内外事情が変化したため、今日的ガイドブックとして役に立たなくなったもの。

ウ 現在の社会一般の行政制度、社会文化の諸事情に離反し、役に立たなくなった社会科学関係の実用書等。

エ 科学技術的観点から過去のものとなり、新しい理論や方法にほとんど無用となった自然科学の関係書・工業関係技術書等。

オ 現代の日常生活改善の趣旨から不適當となった生活実務・家庭向け実用書等。

(6) 数量更生

既に登録されている資料を合冊し、又は分冊しよう

とするもの。

2 廃棄基準

原則として、受入年月日から起算して5年以上経過し、保存価値がなくなったとき。又は改訂版・新版若しくは類似図書が入手可能になったとき。

3 廃棄基準の適用外

(1) 郷土・行政資料

(2) 事典(辞典)類

改訂版・新版が出るまでは保存する。

(3) 年鑑類

継続して購入している年鑑類で自然科学関係は5年、社会・人文科学関係は7年保存とする。

(4) 白書類

白書類は7年保存とする。

(5) 全集・叢書

(6) 著名な宗教書・哲学書

(7) 著名な歴史書

(8) 古典的な社会科学書・自然科学書

(9) 一時的の流行ではない美術書

(10) 古典文学、著名な小説・随筆等の文学書

(11) その他資料的価値のあるもの